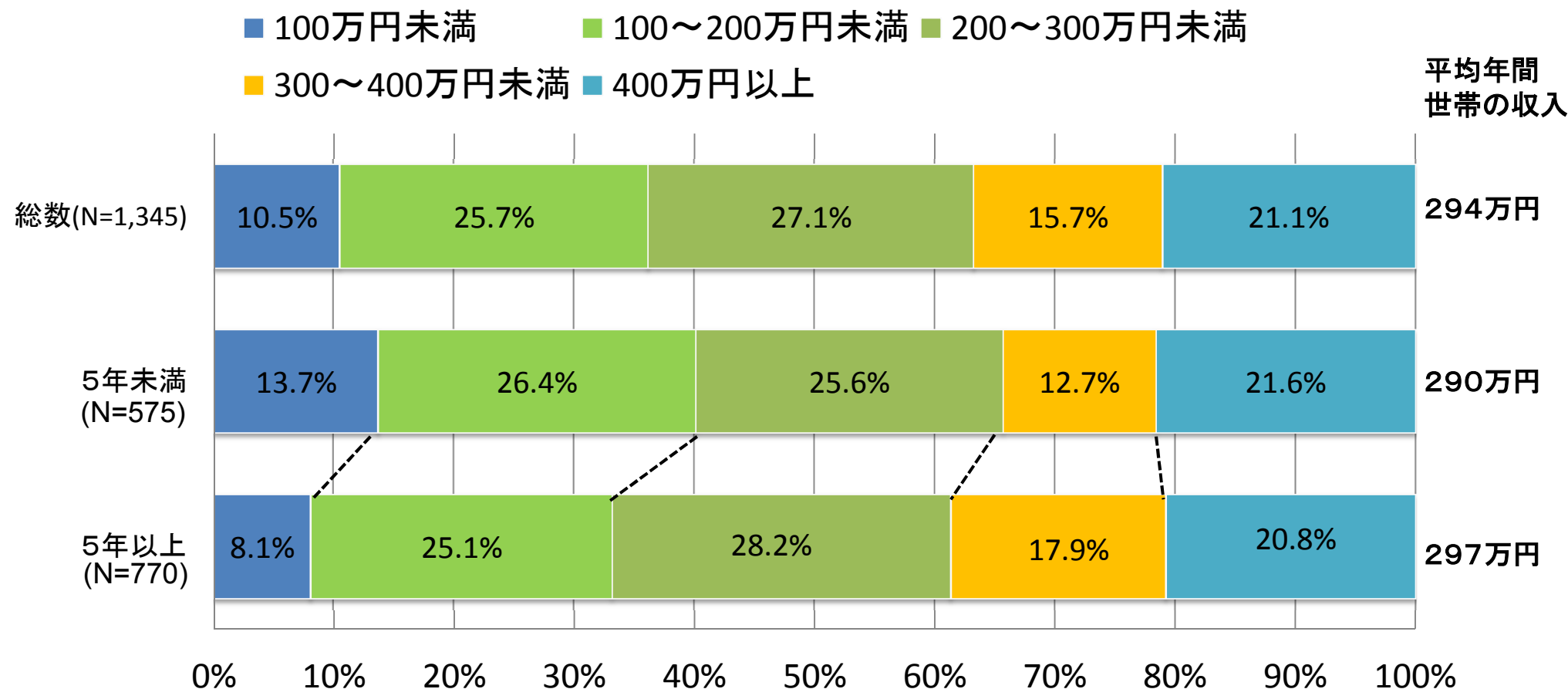


前回の指摘事項について

母子世帯になってからの期間別の世帯の収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「100万円～200万円未満」が26.4%と最も多く、5年以上では「200万円～300万円未満」が28.2%と最も多い。

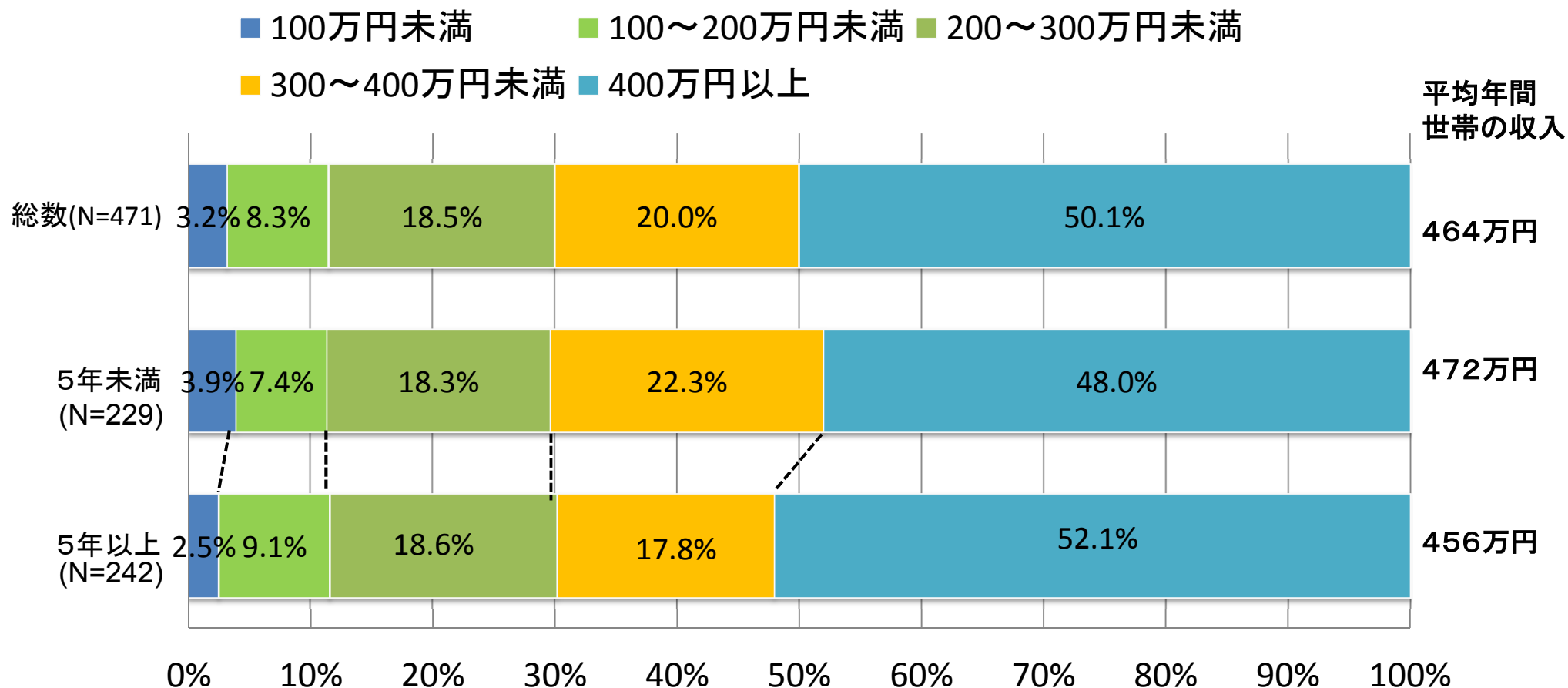


※ 母子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子世帯になってからの期間別の世帯の収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「400万円以上」が48.0%と最も多く、5年以上でも「400万円以上」が52.1%と最も多い。

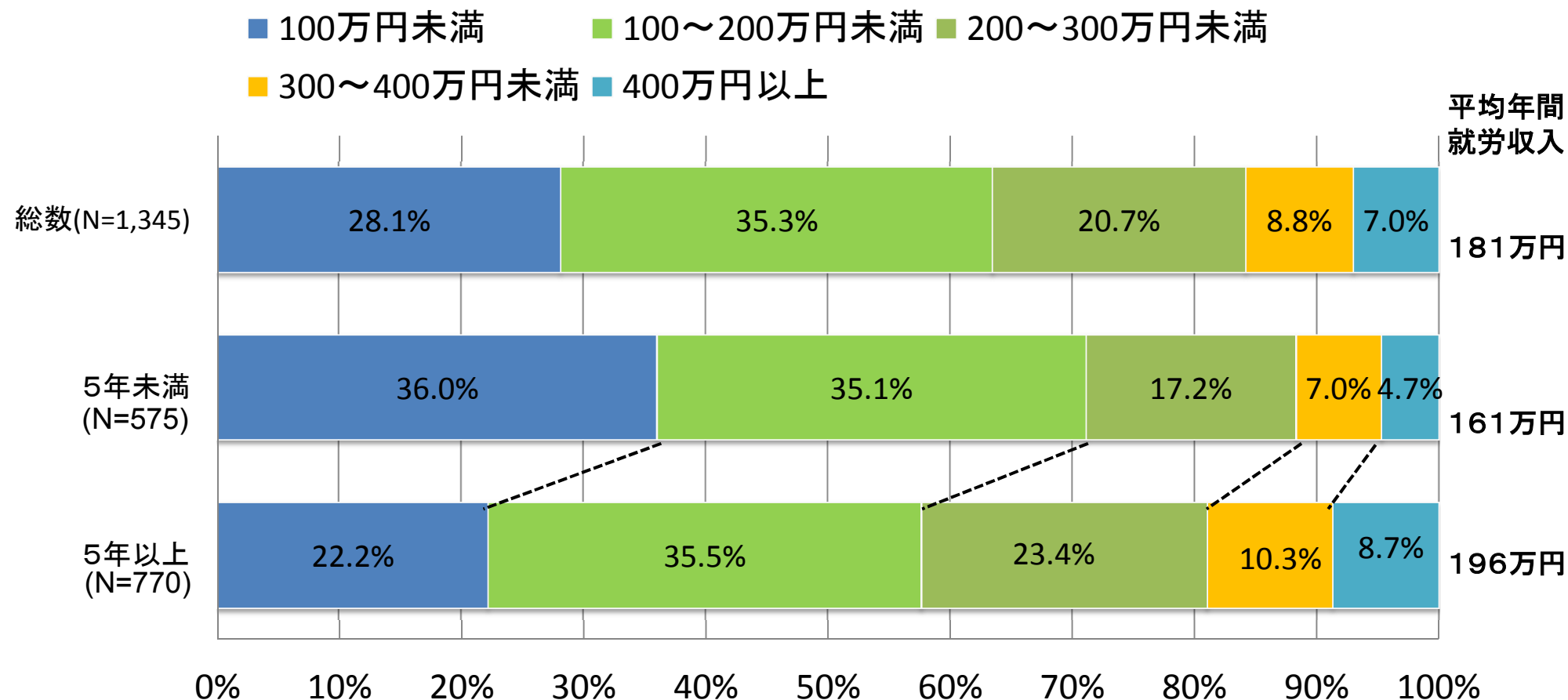


※ 父子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

母子世帯になってからの期間別の就労収入

○期間別の収入分布では、5年未満では「100万円未満」が36.0%と最も多く、5年以上では「100万円～200万円未満」が35.5%と最も多い。

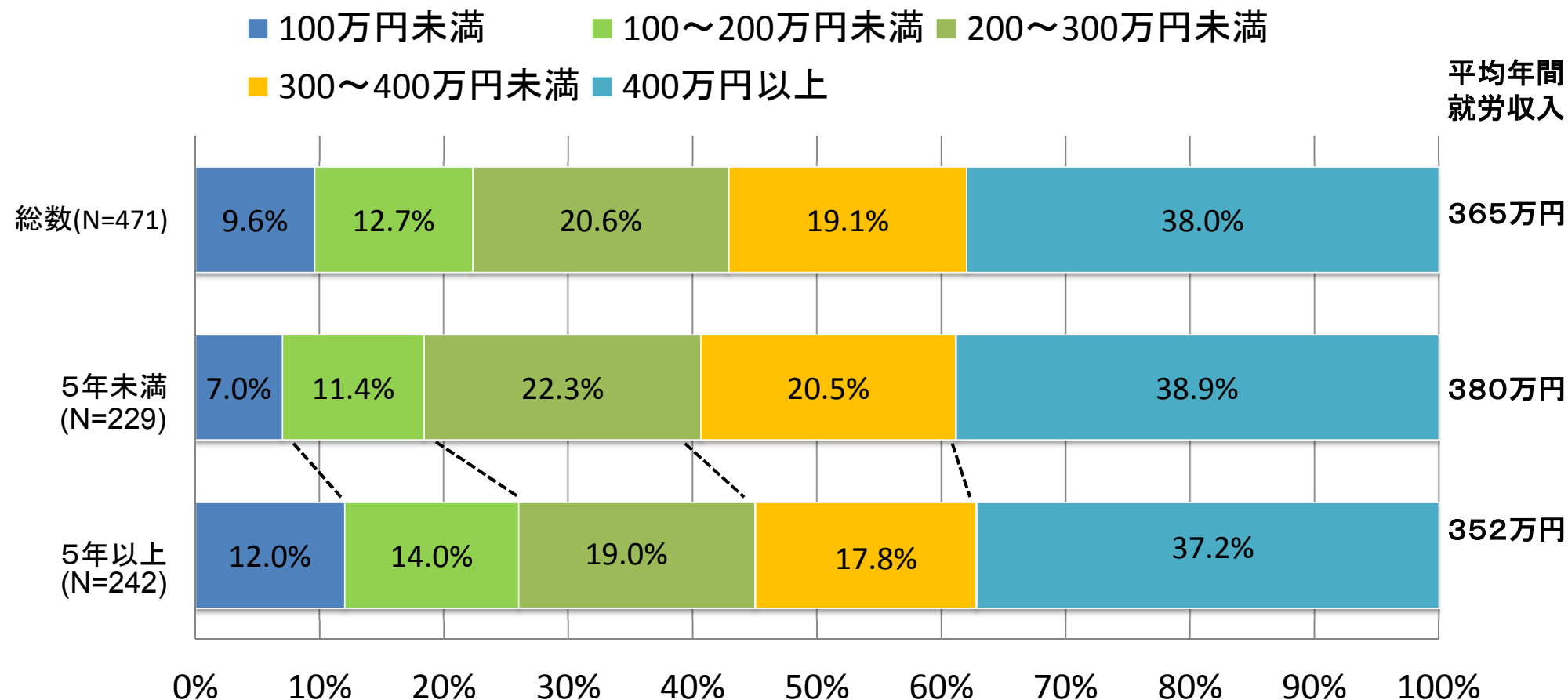


※ 母子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査特別集計

父子世帯になってからの期間別の就労収入の状況

○期間別の収入分布では、5年未満では「400万円以上」が38.9%でもっとも多く、5年以上でも「400万円以上」が37.2%ともっとも多い。

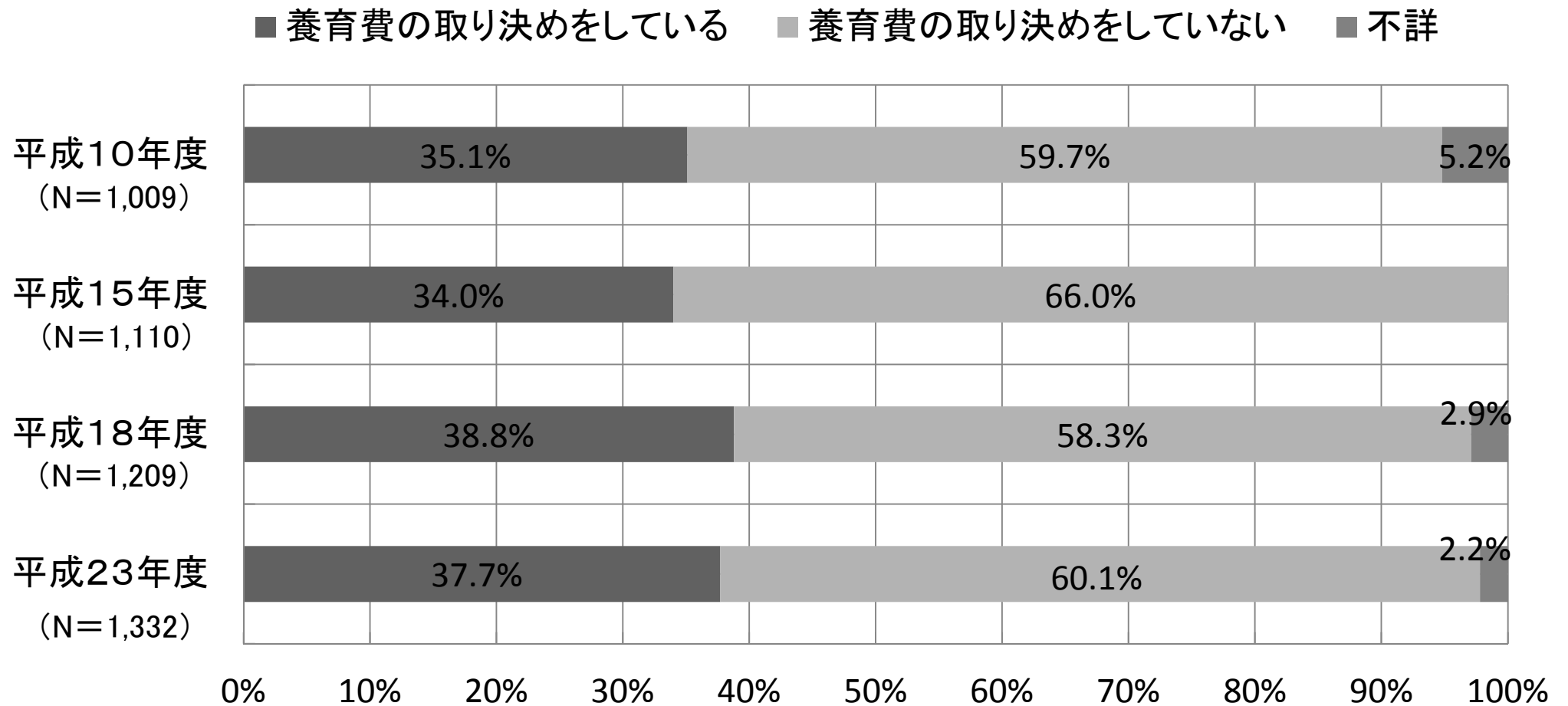


※ 父子世帯になってからの期間が不詳のものを除く。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査特別集計

母子家庭の養育費の取り決め状況の推移

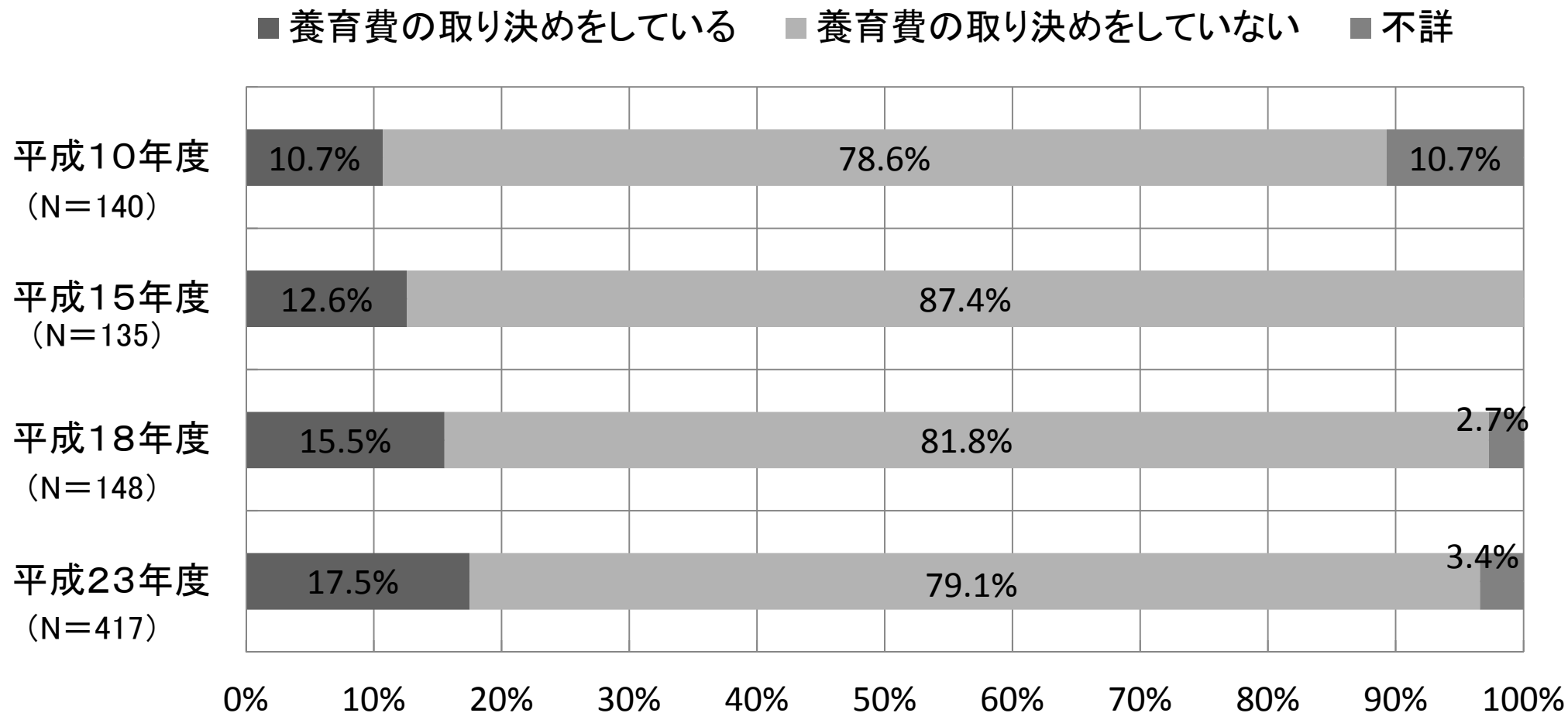
○ 「養育費の取り決めをしている」は、30%台で推移。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子家庭の養育費の取り決め状況の推移

○ 「養育費の取り決めをしている」は、10%台で推移。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

離婚届書のチェック欄のチェック状況調査結果(H24年4月～12月分)

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数 96,198件
(離婚届総件数 181,680件)

【養育費について】

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数(96,198件)中
養育費の分担欄に次のいずれかのチェックが付されているもの
72,271件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中75%)

うち

- ・「取決めをしている」にチェックが付されているもの
52,016件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中54%)
- ・「取決めをしていない」にチェックが付されているもの
20,255件

【面会交流について】

未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数(96,198件)中
面会交流欄に次のいずれかのチェックが付されているもの
72,503件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中75%)

うち

- ・「取決めをしている」にチェックが付されているもの
51,656件(未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中54%)
- ・「取決めをしていない」にチェックが付されているもの
20,847件

(資料:法務省民事局からの提供資料)

(参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届 平成24年4月10日届出 東京都千代田区長 殿		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
		第 号	第 号
		送付 平成 年 月 日	長印
		第 号	
		告知調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 氏名 氏 太郎	妻 氏名 氏 花子	
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日	
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏 太郎	千葉県那覇市樋川 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏 花子	
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内1丁目 番地 番		
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 氏 洋	妻が親権を行う子	
(6) 同居の期間	平成19年1月から	平成24年2月まで	
(7) 同居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>		
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
その他			
届出人署名押印	夫 氏 太郎 印	妻 氏 花子 印	
事件番号			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調査の謄本
 審判離婚のとき一審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき一和解調査の謄本
 認諾離婚のとき一認諾調査の謄本
 判決離婚のとき一判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	甲 山 孝 助 印
生年月日	昭和13年6月10日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号
本籍	東京都杉並区今川 2丁目1番
署名印	乙 川 竹 子 印
生年月日	昭和15年8月30日
住所	東京都世田谷区若林 4丁目31番18号
本籍	東京都千代田区永田町 1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 義父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

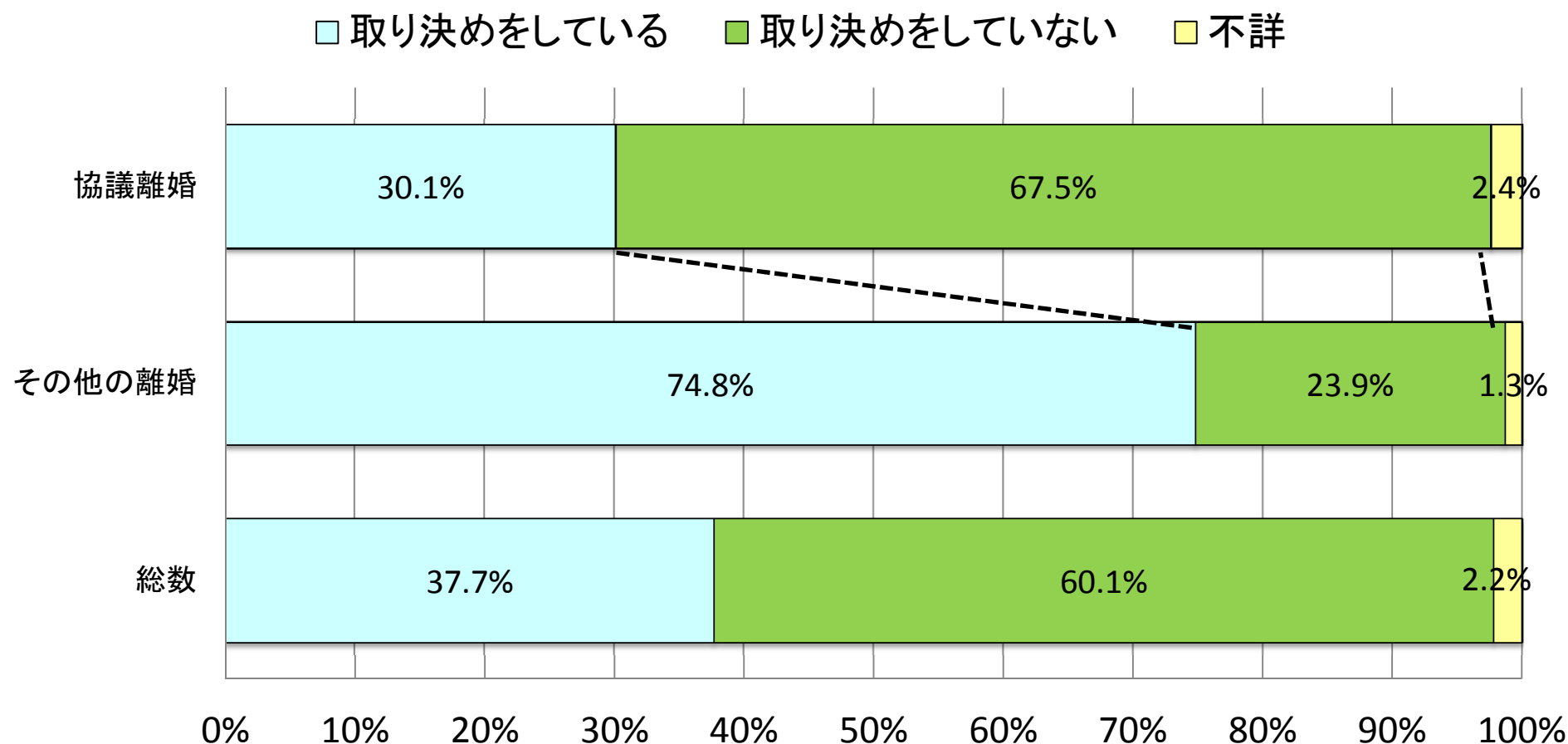
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。
 (面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

(参考) 母子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が30.1%、「取り決めているでない」が67.5%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が74.8%、「取り決めているでない」が23.9%となっている。

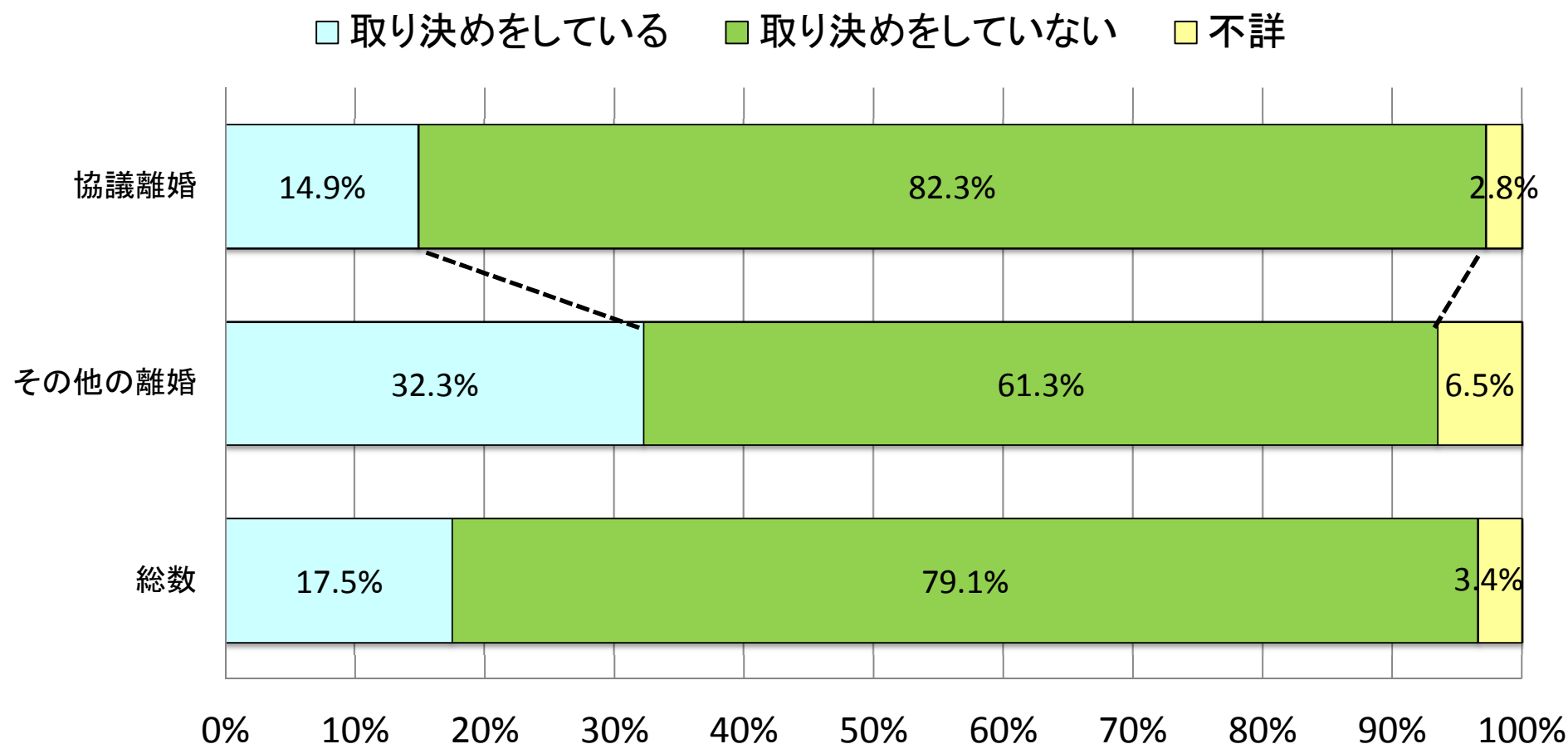


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 父子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が14.9%、「取り決めているでない」が82.3%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めている」が32.3%、「取り決めているでない」が61.3%となっている。

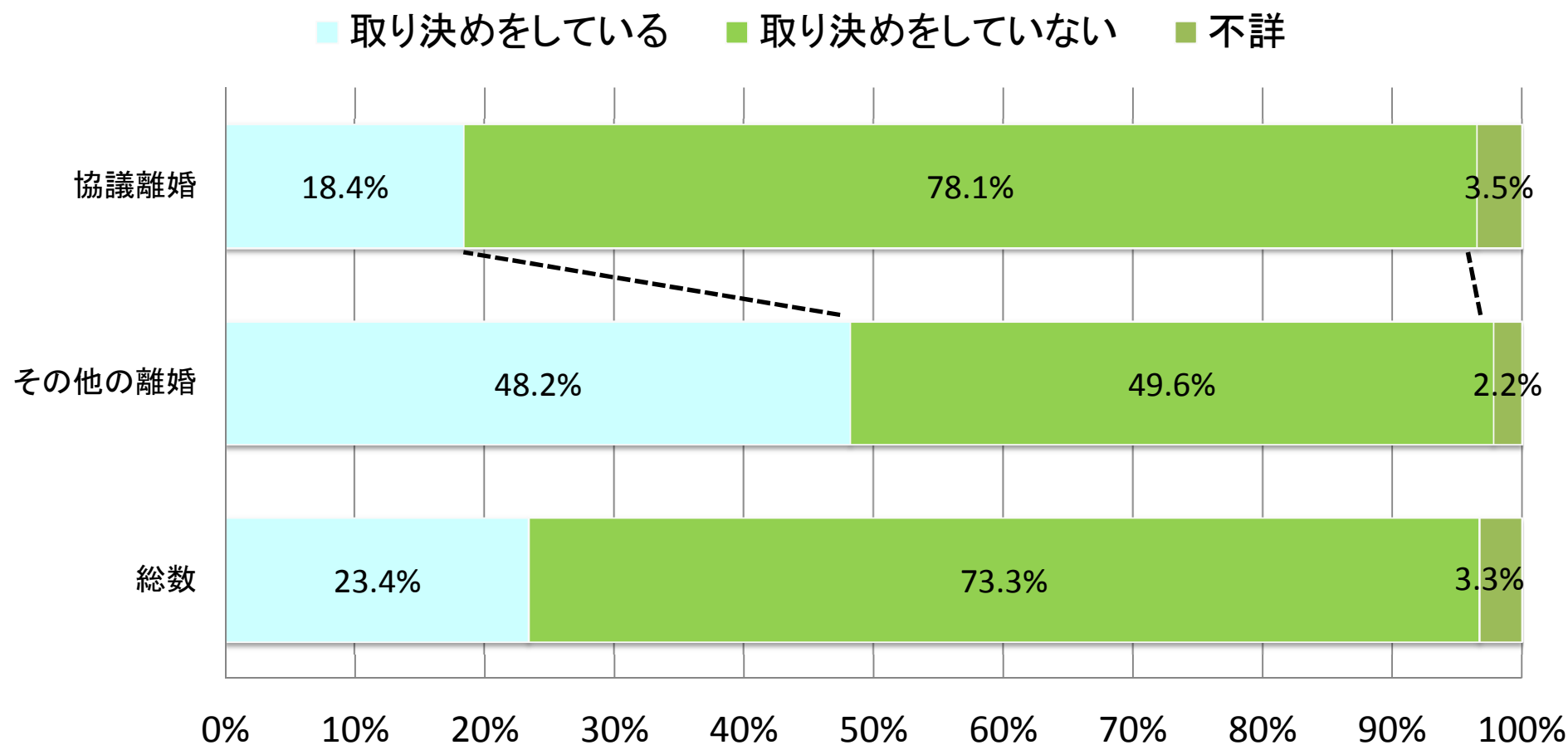


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 母子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が18.4%、「取り決めをしていない」が78.1%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が48.2%、「取り決めをしていない」が49.6%となっている。

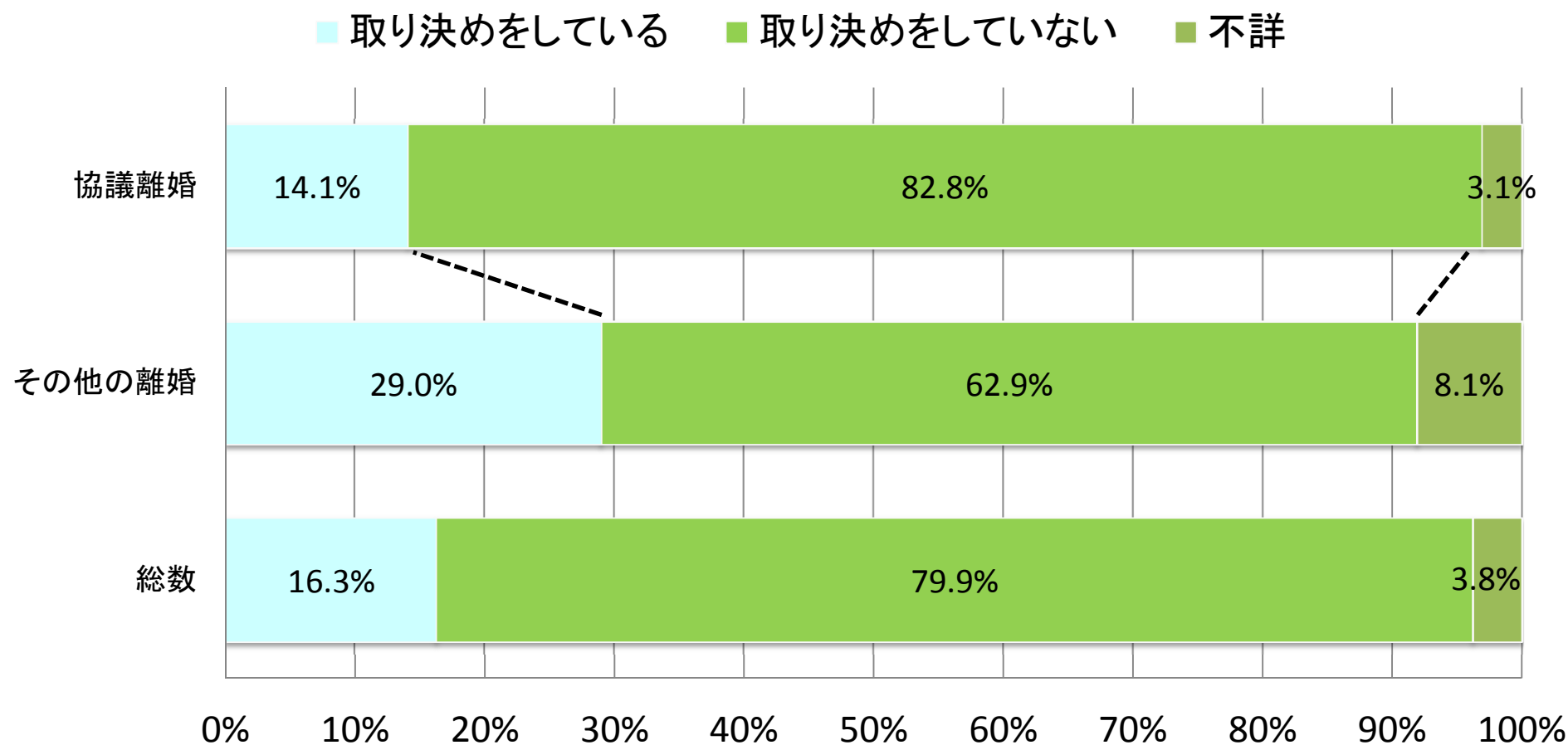


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

(参考) 父子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が14.1%、「取り決めをしていない」が82.8%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が29.0%、「取り決めをしていない」が62.9%となっている。



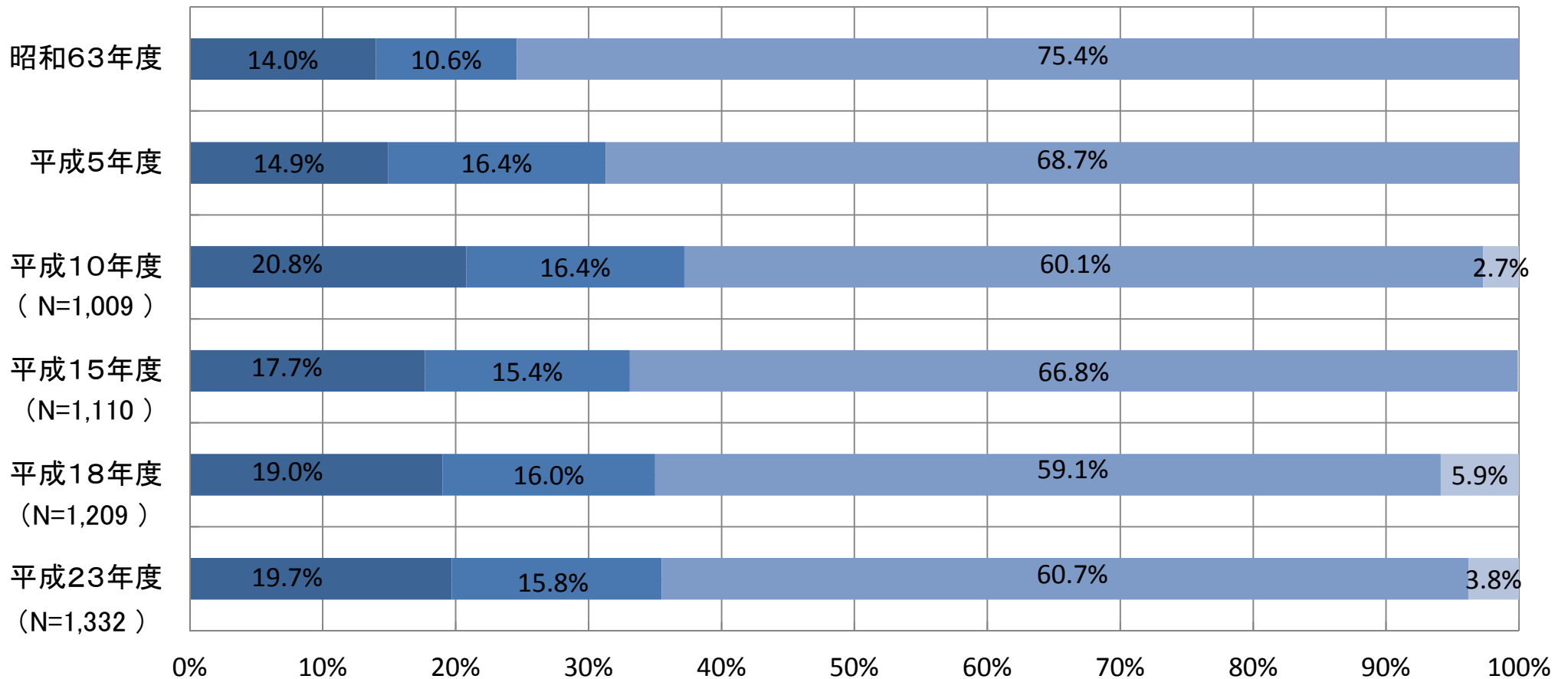
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

母子家庭の養育費の受給状況の推移

○ 養育費を「現在も受けている」は、10%台で推移。

■ 現在も受けている ■ 受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳



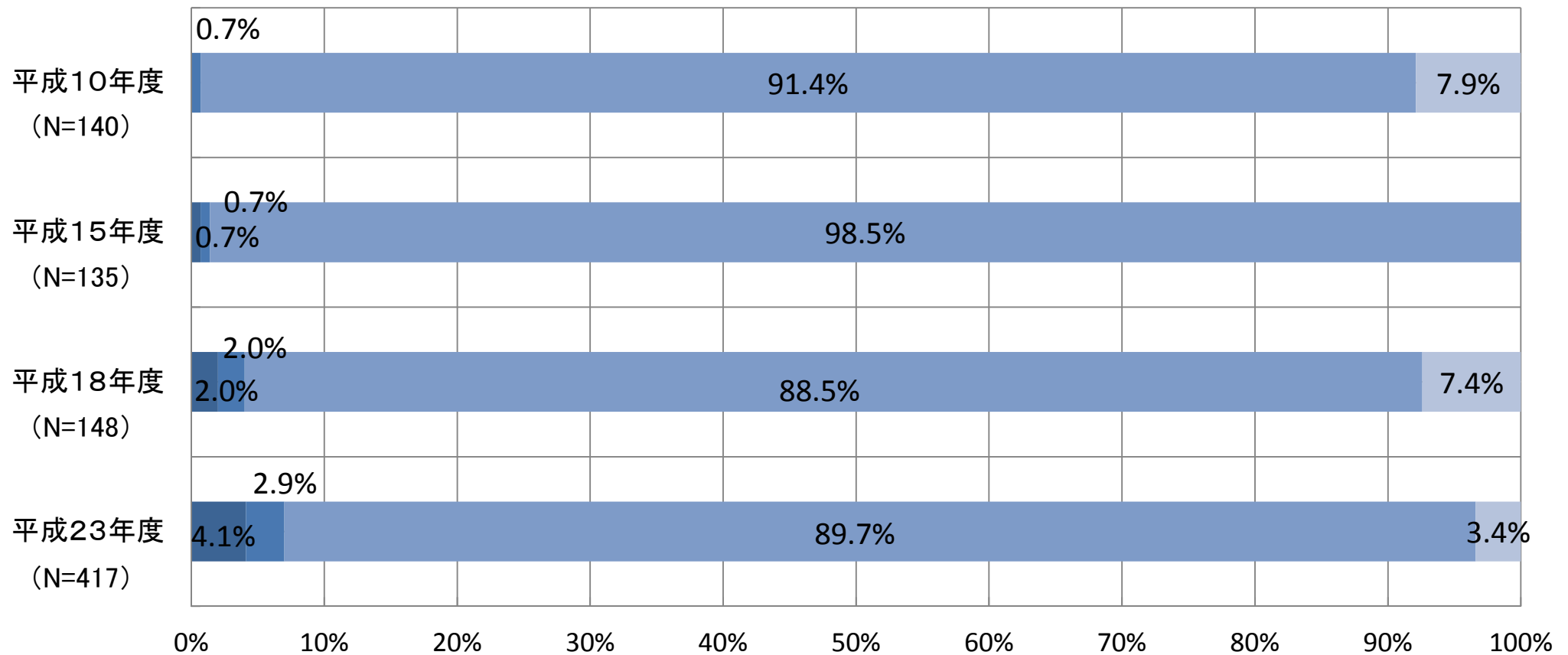
※ 昭和63年度、平成5年度は、客体数不明。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

父子家庭の養育費の受給状況の推移

○ 養育費を「受けたことがない」が、約9割で推移。

■ 現在も受けている ■ 受けたことがある ■ 受けたことがない ■ 不詳



※ 父子世帯の養育費の受給状況の調査は、平成10年度から実施。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

面会交流支援事業

【事業内容】

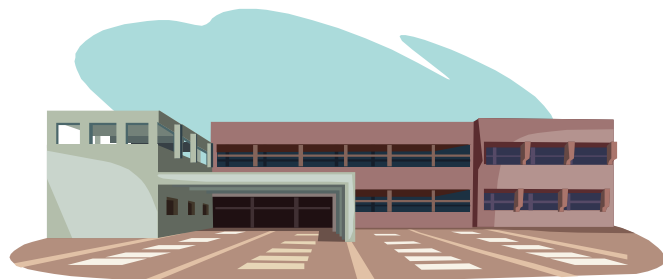
- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※ 母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

(平成24年度の実施状況(東京都))

- 面会交流支援員の配置状況 2名
- 面会交流援助の実件数 11件
- 面会交流援助の延べ件数 34件



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、
場所の斡旋、アドバイスなど



事業実施主体：

都道府県・指定都市・中核市

(母子家庭等就業・自立支援センター)

※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

再委託可



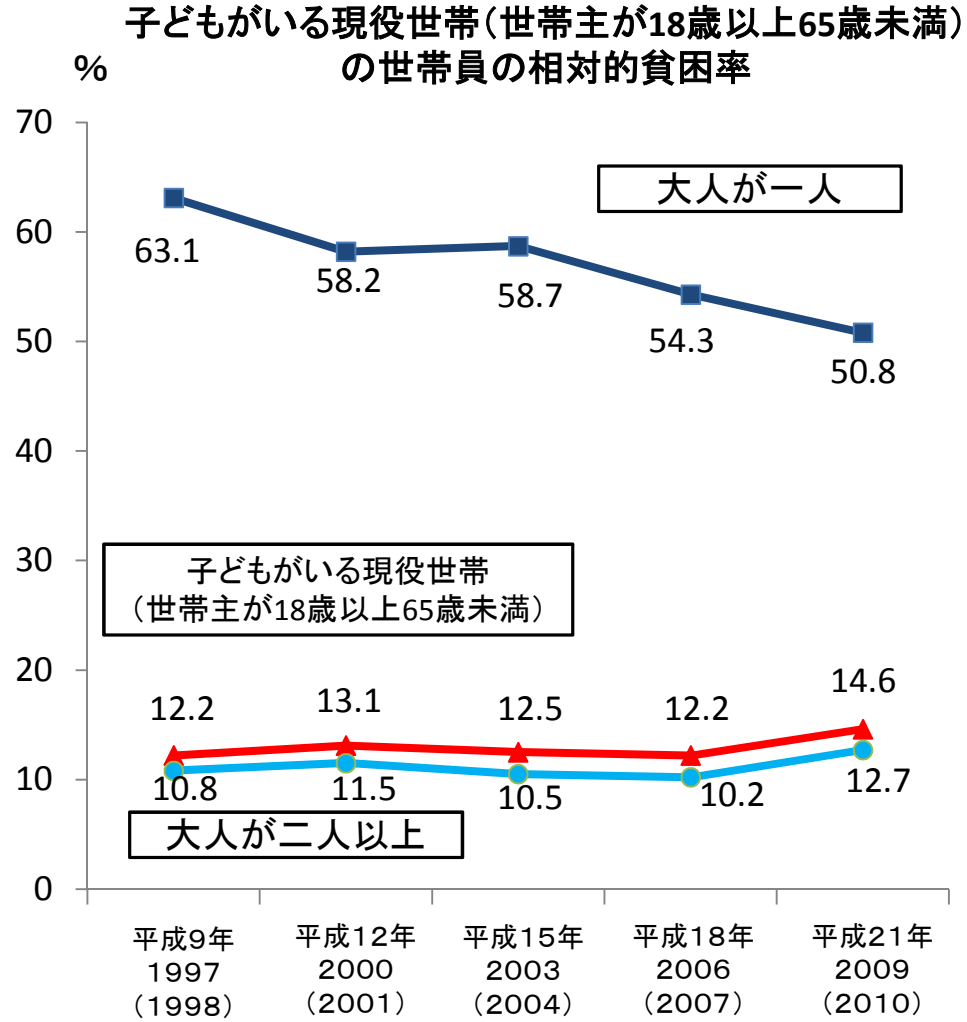
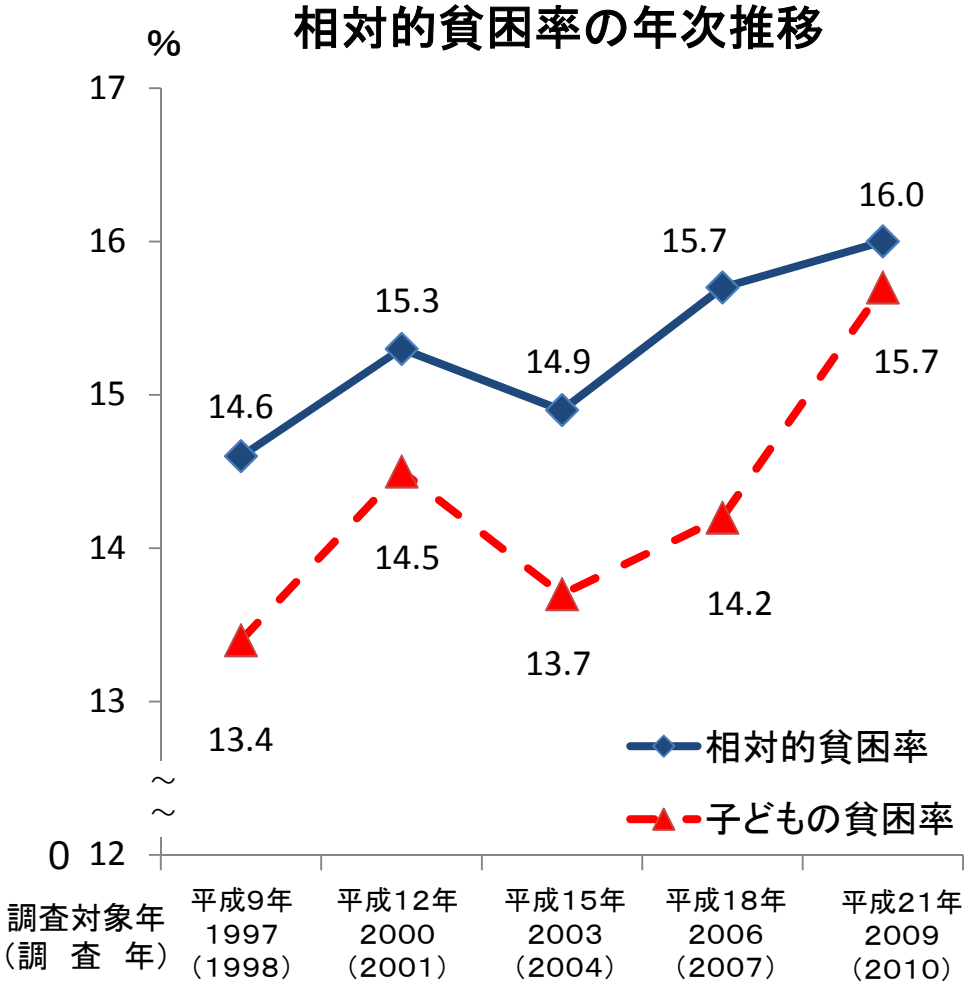
専門的見地からの指導・助言



(公益社団法人)
家庭問題情報センター 等

相対的貧困率の推移について

- 最新(2010年調査)の相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で50.8%



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

相対的貧困率の定義について

(1) 相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得(注1)を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいう。

(2) 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

(3) 「大人が一人」の貧困率

子どもがいる現役世帯(注2)のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

(4) 「大人が二人以上」の貧困率

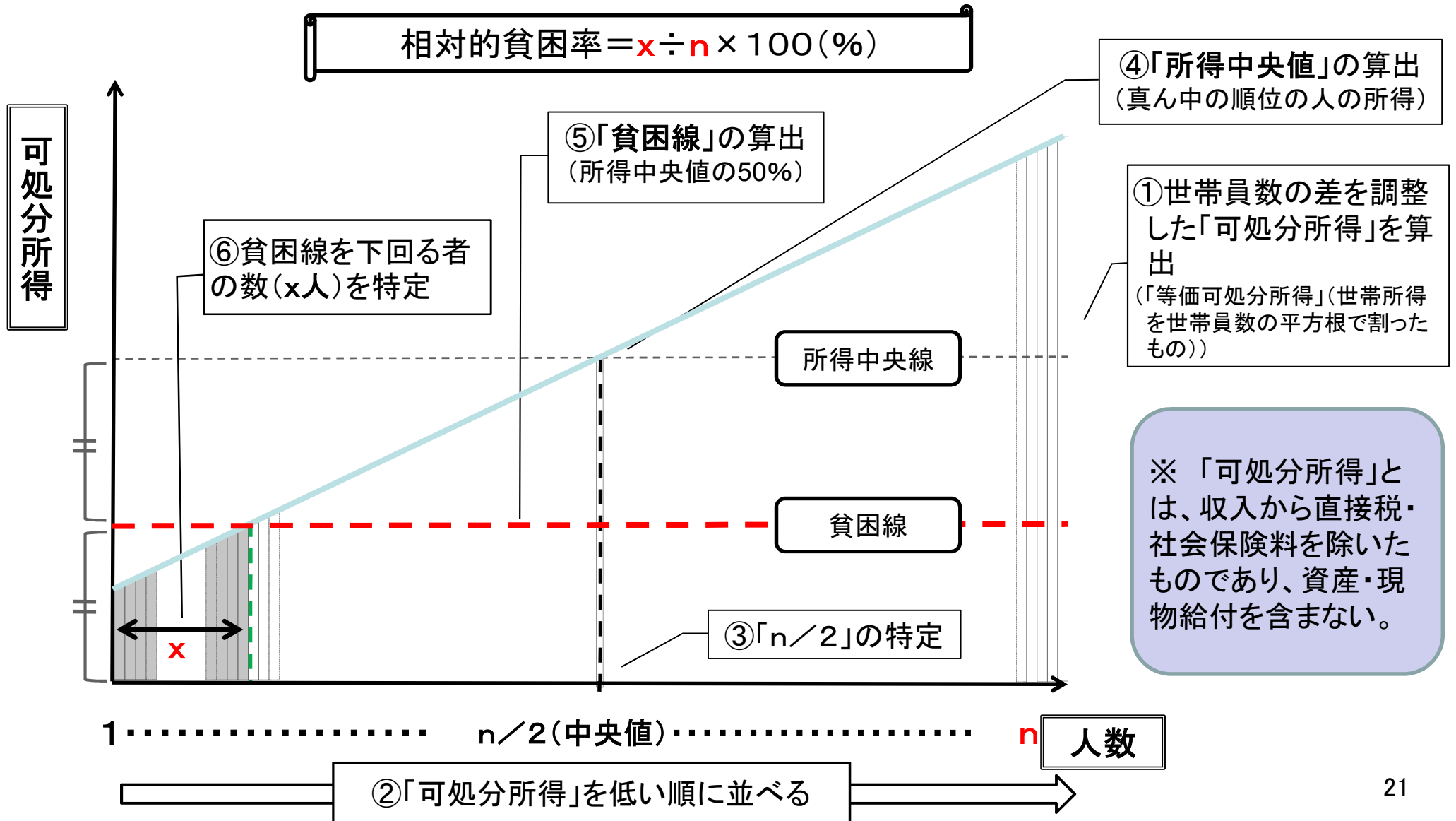
子どもがいる現役世帯(注2)のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

(注1)可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

(注2)子どもがいる現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯をいう。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



※「可処分所得」とは、収入から直接税・社会保険料を除いたものであり、資産・現物給付を含まない。

貧困率の国際比較(2008年)

○ 日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準 ○ 「子どもの貧困率」は34カ国中24位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では31位

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.5	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	2.9	1	デンマーク	9.9	1	デンマーク	2.5
2	デンマーク	6.1	2	フィンランド	5.4	2	ノルウェー	4.6	2	ギリシャ	12.3	2	ノルウェー	2.9
3	ハンガリー	6.4	3	ノルウェー	5.5	3	フィンランド	4.7	3	フィンランド	14.2	3	スウェーデン	3.8
3	アイスランド	6.4	4	アイスランド	5.7	4	スウェーデン	6.0	4	ノルウェー	15.9	3	フィンランド	3.8
5	フランス	7.2	5	スウェーデン	7.0	5	スロベニア	6.4	5	スウェーデン	17.9	5	ドイツ	4.5
5	スロヴァキア	7.2	6	スロベニア	7.2	5	ハンガリー	6.4	6	韓国	20.8	6	フランス	4.9
7	オランダ	7.4	6	ハンガリー	7.2	7	オーストリア	7.2	7	スロヴァキア	20.9	7	チェコ	5.2
8	ノルウェー	7.8	8	オーストリア	7.9	7	チェコ	7.2	8	フランス	22.6	8	オランダ	5.3
9	オーストリア	7.9	9	ドイツ	8.3	9	フランス	7.4	9	ハンガリー	24.2	8	ハンガリー	5.3
10	フィンランド	8.0	10	チェコ	8.4	10	ドイツ	7.6	10	チリ	24.3	10	ニュージーランド	5.5
10	スロベニア	8.0	11	フランス	9.3	11	オランダ	7.8	11	ドイツ	26.5	10	スロベニア	5.5
12	スウェーデン	8.4	12	スイス	9.6	12	スイス	8.3	12	イギリス	28.5	12	オーストリア	5.6
13	ルクセンブルク	8.5	13	オランダ	9.7	13	韓国	8.6	13	スイス	29.6	13	アイルランド	6.0
14	ドイツ	8.9	14	スロヴァキア	10.1	14	スロヴァキア	8.9	14	スロベニア	29.7	14	スイス	7.0
15	アイルランド	9.1	15	韓国	10.3	15	ニュージーランド	9.6	15	オーストリア	30.8	15	ベルギー	7.3
16	スイス	9.3	16	ベルギー	11.3	16	アイルランド	9.7	16	イタリア	31.5	16	韓国	7.9
17	ベルギー	9.4	17	アイルランド	11.4	17	ベルギー	9.9	17	オランダ	31.9	17	オーストラリア	8.0
18	ギリシャ	10.8	18	エストニア	12.1	18	イギリス	11.2	18	スペイン	33.1	18	イギリス	8.3
19	イギリス	11.0	18	ギリシャ	12.1	19	ギリシャ	11.6	19	エストニア	33.6	19	スロヴァキア	8.6
19	ニュージーランド	11.0	20	ニュージーランド	12.2	19	オーストラリア	11.6	20	ベルギー	34.0	20	ルクセンブルク	9.7
21	ポーランド	11.2	21	イギリス	12.5	21	ルクセンブルク	12.2	21	ポーランド	34.8	21	カナダ	10.2
22	イタリア	11.4	22	ルクセンブルク	13.4	21	日本	12.2	22	ニュージーランド	35.6	21	日本	10.2
23	ポルトガル	12.0	23	オーストラリア	14.0	23	チリ	12.4	23	メキシコ	35.8	23	チリ	11.4
23	カナダ	12.0	24	日本	14.2	24	ポーランド	12.5	24	トルコ	36.4	24	ギリシャ	11.5
25	エストニア	12.5	25	ポーランド	14.5	25	カナダ	13.0	25	アイルランド	36.8	25	ポーランド	11.8
26	スペイン	14.0	26	カナダ	15.1	26	イタリア	14.0	26	チェコ	38.6	26	イタリア	13.2
27	オーストラリア	14.6	27	イタリア	15.3	27	スペイン	16.2	27	カナダ	40.7	27	アメリカ	15.0
28	韓国	15.0	28	ポルトガル	16.7	28	アメリカ	18.7	28	オーストラリア	42.7	28	スペイン	15.7
29	日本	15.7	29	スペイン	17.7	29	トルコ	19.3	29	イスラエル	44.9	29	エストニア	16.9
30	トルコ	16.9	30	アメリカ	21.6	30	エストニア	21.2	30	アメリカ	46.9	30	トルコ	18.9
31	アメリカ	17.3	31	チリ	22.4	31	メキシコ	22.2	31	日本	54.3	31	メキシコ	21.5
32	チリ	18.4	32	トルコ	23.5	32	イスラエル	22.5	32	ルクセンブルク	56.2	32	イスラエル	21.7
33	イスラエル	19.9	33	メキシコ	25.8	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—
34	メキシコ	21.0	34	イスラエル	26.6	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—
OECD平均		11.1	OECD平均		12.6	OECD平均		11.1	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2

(出所) OECD (2012) Family database "Child poverty"、日本の数値は平成18(2006)年、デンマーク及びハンガリーの数値は2007年、チリの数値は2009年